

総政企第 5 4 号

令和 8 年 3 月 26 日

統計委員会委員長

津 谷 典 子 殿

総務大臣

林 芳 正

諮問第206号

経済構造実態調査の変更について（諮問）

標記について、令和 8 年 3 月 13 日付け総統経第 23 号及び 20260309 統第 3 号により総務大臣及び経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(参考：別添申請関連書類の目次)

1. 申請書	1
2. 申請事項記載書（注：調査計画の新旧対照表）	
➤ 本文部分	2
➤ 別記1 調査票の新旧対照表	10
➤ 別記2 費用項目の新旧対照表	18
➤ 別記3 集計事項一覧（変更点の見え消し）	21
3. 変更後の調査計画（注：申請内容を反映した令和9年調査以降の調査計画）	
➤ 本文部分	33
➤ 別添1 調査票	39
➤ 別添2 費用項目一覧	44
➤ 別添3 集計事項一覧	45
4. 経済構造実態調査の必要性	54
5. 経済構造実態調査の利用状況	58

【公印・契印（省略）】

総統経第23号
20260309統第3号
令和8年3月13日

総務大臣 殿

総務大臣

経済産業大臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済構造実態調査

主管部課	総務省 統計局 統計調査部 経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造・企業統計室
事務担当者	姉崎 慎吾 電話:03(5273)1165 e-mail:s.anezaki@soumu.go.jp 沼田 絵美 電話:03(3501)9945 e-mail:numata-emi@meti.go.jp

別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称
経済構造実態調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p>【産業横断調査】 約28万企業</p> <p>【製造業事業所調査】 約9万事業所</p> <p>(2) 報告者の選定方法</p> <p>【産業横断調査】 (□全数 □無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。</p> <p>ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。</p> <p>【製造業事業所調査】 (□全数 □無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）</p>	<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 報告者数</p> <p>【産業横断調査】 約27万企業</p> <p>【製造業事業所調査】 約12万2千事業所</p> <p>(2) 報告者の選定方法</p> <p>【産業横断調査】 (□全数 □無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。</p> <p>ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類E－製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。</p> <p>【製造業事業所調査】 (□全数 □無作為抽出(□全数階層あり) ■有意抽出)</p> <p>母集団名簿：事業所母集団データベース</p> <p>日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）</p>	<p>・直近の事業所母集団データベースから報告者を選定した結果に伴う変更</p>

<p>総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所</p> <p>(3) 報告義務者 産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者</p>	<p>総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。</p> <p>(3) 報告義務者 産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者</p>	
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項（詳細は、<u>別添1の「調査票」</u>を参照）</p> <p>【産業横断調査】</p> <p>① 名称、所在地及び法人番号 ② 経営組織 ③ 資本金等の額 ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ⑤ 売上（収入）金額 * ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 * ⑦ 企業全体の主な事業の内容 ⑧ 事業活動、生産物の種類 ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 * ⑩ <u>企業全体の年間商品販売額</u> * ⑪ <u>企業全体の商品売上原価及び年初・年末商品手持額</u> *○○ ⑫ <u>企業全体の事業別売上（収入）金額の割合及び事業別費用の割合</u> * ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は<u>別添2を参照</u>） * <small>（注1）調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</small></p> <p>⑭ <u>本所等の別</u> ⑮ <u>企業傘下の事業所の名称及び所在地</u></p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項（詳細は、<u>別添1の「調査票」</u>を参照）</p> <p>【産業横断調査】</p> <p>① 名称、所在地及び法人番号 ② 経営組織 ③ 資本金等の額 ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ⑤ 売上（収入）金額 * ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 * ⑦ 企業全体の主な事業の内容 ⑧ 事業活動、生産物の種類 ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 * ⑩ <u>年間商品販売額及び商品売上原価</u> * ⑪ <u>年初及び年末商品手持額</u> ○○ ⑫ <u>企業全体の事業別費用の割合</u> * ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は<u>別添2を参照</u>） * <small>（注1）調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。</small></p> <p>⑭ <u>企業傘下の事業所の名称及び所在地</u></p>	<p>・別添1の変更内容及び変更理由については、「別記1 調査票の新旧対照表」を参照</p> <p>・報告者負担軽減のための変更</p> <p>・付加価値構造を的確に把握するための変更</p> <p>・別添2の変更内容及び変更理由については、「別記2 費用項目の新旧対照表」を参照</p> <p>・本所等事業所を的確に把握するための変更</p>

<p>⑩ 企業傘下の事業所の主な事業活動</p> <p>⑪ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数</p> <p>⑫ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 *</p> <p>⑬ 企業傘下の新設事業所の開設時期</p> <p>ただし、⑩については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとする。</p> <p>また、⑫及び⑬については、「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」、「大分類E－製造業」、「大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業」のうち「中分類36－水道業」、「大分類J－金融業、保険業」、「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業」のうち「中分類71－学術・開発研究機関」、「大分類O－教育、学習支援業」のうち「中分類81－学校教育」及び「中分類82－その他の教育、学習支援業」（「小分類821－社会教育」、「小分類822－職業・教育支援施設」及び「小分類829－他に分類されない教育、学習支援業」に限る。）、「大分類P－医療、福祉」のうち「中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業」（「小分類851－社会保険事業団体」に限る。）並びに「大分類Q－複合サービス事業」のうち「中分類87－協同組合（他に分類されないもの）」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、</p>	<p>⑭ 企業傘下の事業所の主な事業活動</p> <p>⑮ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数</p> <p>⑯ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 *</p> <p>⑰ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *</p> <p>⑱ 企業傘下の新設事業所の開設時期</p> <p>ただし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めるとし、⑰については、「大分類Ⅰ－卸売業、小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めるとする。</p> <p>また、⑯及び⑰については、「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」及び「大分類E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めるとする。</p>	<p>・ 報告者負担軽減のための変更</p> <p>・ 報告者負担軽減のための変更</p> <p>・ SNA 年次推計における利活用状況を踏まえた変更</p>
---	--	---

⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び㉑については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、相互会社及び売上高500億円以上の企業であって、総務大臣及び経済産業大臣が指定する約5000企業のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業全体の事業別売上（収入）金額の割合は、集計の過程で、主業の付加価値率の情報として用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業全体の事業別費用の割合は、集計の過程で、費用の項目別金額のウェイト付け及び主業の付加価値率の情報として用いるものであり、集計は行わない。
- ・本所等の別、企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数並びに企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業区分別の費用割合は、集計の過程で、費用の項目別金額のウェイト付けの情報として用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数並びに企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

- ・経済的に影響がある企業をよりの確に把握するとともに、継続的に調査対象としていくための基準の変更

- ・調査事項の追加に伴う形式的な追加

- ・調査事項の追加に伴う形式的な追加

【製造業事業所調査】

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑦ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑧ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑨ 有形固定資産 *
- ⑩ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 ○◎
- ⑪ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑫ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑬ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑭ 主要原材料名
- ⑮ 工業用地及び工業用水
- ⑯ 作業工程

ただし、⑦の内訳、⑧の内訳、⑪のうち品目別製造品在庫額、⑨、⑩及び⑬については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めるとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

・事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

【製造業事業所調査】

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 ○◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めるとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

・事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

・製造業事業所が産業転換を行った場合に適切に産業分類格付を行うための変更

<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。 ・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合は、集計の過程で、直接輸出がある場合の非課税処理の判断に用いるものであり、集計は行わない。 ・主要原材料名及び作業工程は、審査の過程で、業種格付けの判断等に用いるものであり、集計は行わない。 <p>(2) 基準となる期日又は期間 経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。 ・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合は、集計の過程で、直接輸出がある場合の非課税処理の判断に用いるものであり、集計は行わない。 ・主要原材料名及び作業工程は、審査の過程で、業種格付けの判断等に用いるものであり、集計は行わない。 <p>(2) 基準となる期日又は期間 経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。</p>	
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統 総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者</p> <p>(2) 調査方法 ■郵送調査 ■オンライン調査(■政府統計共同利用システム ■独自のシステム(政府統計オンラインサポートシステム:政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム) □電子メール) □調査員調査 □その他()</p> <p>[調査方法の概要]</p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統 総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者</p> <p>(2) 調査方法 ■郵送調査 ■オンライン調査(■政府統計共同利用システム ■独自のシステム(政府統計オンラインサポートシステム:政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム) □電子メール) □調査員調査 □その他()</p> <p>[調査方法の概要]</p>	

<p>調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が<u>オンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し（報告者の要望等に応じて、調査票又は電子媒体も郵送する。）</u>、オンラインによる回答又は調査票若しくは電子媒体を回収する方法により行う。</p> <p><調査実施事業者へ委託する主な業務内容> 報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等</p>	<p>調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が<u>調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。</u></p> <p><u>ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。</u></p> <p><調査実施事業者へ委託する主な業務内容> 報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則オンライン回答による実施となることから、記載を明確化
<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 四半期 <input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）</p> <p>（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年5月中旬～<u>7月中旬</u></p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 四半期 <input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）</p> <p>（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年5月中旬～<u>6月下旬</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの調査の回答状況を踏まえ、6月末までの回答が難しい企業に配慮し、経済センサス - 活動調査と同様の期間の終期に変更
<p>8 集計事項</p> <p><u>別添3「集計事項一覧」</u>のとおり</p>	<p>8 集計事項</p> <p><u>別添3「集計事項一覧」</u>のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項の見直しに伴い変更。別添3の変更内容は、「別記3集計事項一覧（変更点の見え消し）」を参照
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法（<input checked="" type="checkbox"/> e-Stat <input type="checkbox"/> インターネット（e-Stat以外） <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 閲覧）</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法（<input checked="" type="checkbox"/> e-Stat <input type="checkbox"/> インターネット（e-Stat以外） <input checked="" type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 閲覧）</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物による公表の廃止に伴う変更

<p>二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表 三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表 四次公表：調査実施年翌々年の3月末までに公表</p>	<p>二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表 三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表 四次公表：調査実施年翌々年の3月末までに公表</p>	
<p>10 使用する統計基準等 ■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 ■<u>その他（生産物分類（2024年設定））</u> □使用しない 調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、原則として、日本標準産業分類を使用する。</p>	<p>10 使用する統計基準等 ■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □<u>その他（ ）</u> □使用しない 調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、原則として、日本標準産業分類を使用する。</p>	<p>・生産物分類を導入している実態に合わせた変更</p>

別記1 調査票の新旧対照表

変更案	変更前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
【産業横断調査票A】 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 ●経済センサス-活動調査において、純付加価値額だけでなく粗付加価値額についても表章することとしているため、本調査においても粗付加価値を算出すべく「減価償却費」を「主な費用項目」に追加 ●報告者負担軽減の観点から「営業外費用における支払利息」を削除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目</p> <p>年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)</p> <p>③欄①が「4会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 「①売上(収入)金額」:経常収益を記入 「②費用総額」:経常費用を記入 「主な費用項目」:各欄に記入</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 売上(収入)金額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主な費用項目</td> <td>(a) 給与総額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>(b) 減価償却費</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>(c) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	① 売上(収入)金額											0,000	② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000	主な費用項目	(a) 給与総額										0,000	(b) 減価償却費										0,000	(c) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)										0,000	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目</p> <p>年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)</p> <p>③欄①が「4会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 「①売上(収入)金額」:経常収益を記入 「②費用総額」:経常費用を記入 「主な費用項目」:各欄に記入</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 売上(収入)金額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主な費用項目</td> <td>(a) 給与総額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>③ 営業外費用における支払利息</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> </div>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	① 売上(収入)金額											0,000	② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000	主な費用項目	(a) 給与総額										0,000	(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)										0,000	③ 営業外費用における支払利息											0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
① 売上(収入)金額											0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
主な費用項目	(a) 給与総額										0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	(b) 減価償却費										0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	(c) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)										0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
① 売上(収入)金額											0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)											0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
主な費用項目	(a) 給与総額										0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)										0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
③ 営業外費用における支払利息											0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
企業全体の事業活動、生産物の種類 ●生産物分類の改訂に伴い、報告者に回答を求める事業活動、生産物の種類の一部を変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p style="text-align: center;">(様式変更なし)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 企業全体の事業活動、生産物の種類 8 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額</p> <p>⑤欄「①売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動、生産物の種類を、以下のように記入してください。 ●①から③までは、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の「産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧」から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を④の右欄に記入してください。 ●④の左欄に事業活動、生産物の種類を印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動、生産物の種類及びそれに対応する分類番号を④の右欄に記入してください。 ●金額で記入できない場合は、⑤欄「①売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <p>⑤「その他」については、①から③までに記入できなかった事業活動、生産物がある場合は、主な事業活動、生産物の種類を記入してください。 ●⑦欄の事業活動、生産物の種類ごとに、⑤欄「①売上(収入)金額」の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、⑤欄「①売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。(小数点以下四捨五入)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="11">売上(収入)金額</th> <th rowspan="2">又は割合(%)</th> </tr> <tr> <th>十兆</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑦</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑨</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑩</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑪</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑫</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑬</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑮</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑯</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑰</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑱</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>⑳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉑</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉒</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉓</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉕</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉖</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉗</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉘</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉙</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉚</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉛</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉜</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉝</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉞</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㉟</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊱</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊴</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊵</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊶</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊷</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊸</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊹</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊺</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊻</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊼</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊽</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊾</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>㊿</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td><td>100</td></tr> </tbody> </table> </div>		売上(収入)金額											又は割合(%)	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	①												0,000		②												0,000		③												0,000		④												0,000		⑤												0,000		⑥												0,000		⑦												0,000		⑧												0,000		⑨												0,000		⑩												0,000		⑪												0,000		⑫												0,000		⑬												0,000		⑭												0,000		⑮												0,000		⑯												0,000		⑰												0,000		⑱												0,000		⑲												0,000		⑳												0,000		㉑												0,000		㉒												0,000		㉓												0,000		㉔												0,000		㉕												0,000		㉖												0,000		㉗												0,000		㉘												0,000		㉙												0,000		㉚												0,000		㉛												0,000		㉜												0,000		㉝												0,000		㉞												0,000		㉟												0,000		㊱												0,000		㊲												0,000		㊳												0,000		㊴												0,000		㊵												0,000		㊶												0,000		㊷												0,000		㊸												0,000		㊹												0,000		㊺												0,000		㊻												0,000		㊼												0,000		㊽												0,000		㊾												0,000		㊿												0,000		合計												0,000	100
	売上(収入)金額											又は割合(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
①												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
②												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
③												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
④												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑤												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑥												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑦												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑧												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑨												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑩												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑪												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑫												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑬												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑭												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑮												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑯												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑰												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑱												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑲												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑳												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉑												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉒												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉓												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉔												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉕												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉖												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉗												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉘												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉙												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉚												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉛												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉜												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉝												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉞												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉟												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊱												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊲												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊳												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊴												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊵												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊶												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊷												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊸												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊹												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊺												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊻												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊼												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊽												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊾												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㊿												0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計												0,000	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

【産業横断調査票B】

企業全体の事業別費用の割合

- 主業の付加価値率を算出できるよう主業に係る売上(収入)金額の割合を追加
- 報告者負担軽減の観点から、主業に係る費用の割合から「その他」に係るものを削除
- 上記変更に伴う形式及び文言修正

11 企業全体の事業別売上(収入)金額の割合及び費用の割合

事業内容	企業全体の「①売上(収入)金額」に占める割合(%)
内容説明	<ul style="list-style-type: none"> ●左の赤枠内に印字された事業内容について、調査票第1面⑤欄「①売上(収入)金額」で記入した金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
	□ □ □ %
	企業全体の「②費用総額」に占める割合(%)
	<ul style="list-style-type: none"> ●左の赤枠内に印字された事業内容について、調査票第1面⑤欄「②費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
	□ □ □ %

上の赤枠内に印字された事業内容に係る費用の内訳(割合)

- 上の赤枠内に印字された事業内容に係る費用に対するaの事業活動の費用割合(0~100)を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- a~kの割合を合計すると100%(=上の赤枠内に印字された事業内容に係る費用)になりますが、a行以外の割合は記入不要です。

事業活動	内容説明	割合(%)
a		
b		* * *
c		* * *
d		* * *
e		* * *
f		* * *
g		* * *
h		* * *
i		* * *
j		* * *
k		* * *
内訳計		1 0 0

11 企業全体の事業別費用の割合

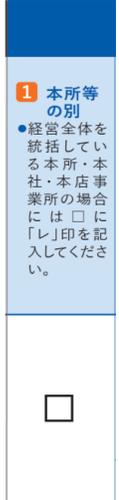
- 印字された事業内容について、調査票第1面⑤欄「②費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- さらに、下に印字された事業活動について、①の費用に対する割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

事業内容	内容説明	費用総額に占める割合(%)
①		□ □ □
② その他		□ □ □
合計 (① + ②)		1 0 0

①の費用の内訳(割合)

- ①の費用に対するaの事業活動の費用割合(0~100)を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- a~kの割合を合計すると100%(=①の費用)になりますが、a行以外の割合は記入不要です。

事業活動	内容説明	割合(%)
a		
b		* * *
c		* * *
d		* * *
e		* * *
f		* * *
g		* * *
h		* * *
i		* * *
j		* * *
k		* * *
内訳計		1 0 0

変更案	変更前
【産業横断調査票C】	
事業所の連番 ●プレプリント及び追加回答された事業所を的確に整理するための追加	
	(新設)
本所等の別 ●本所等事業所を的確に把握するための追加 ※以降、「事業所の売上(収入)金額」まで調査項目の項番を繰り下げ	
	(新設)

変更案	変更前
-----	-----

事業所の年間商品販売額
●報告者負担軽減の観点から削除

(削除)

「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる事業所に関する調査事項

6 年間商品販売額

- 6 欄「事業所の売上(収入)金額」のうち、年間商品販売額について、卸売販売額、小売販売額別に記入してください。
- 卸売販売額には、代理・仲立手数料を含めます。(万円未満四捨五入)

卸売販売額										
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

小売販売額										
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

備考欄
●事業所の閉鎖情報等を適切に把握するための追加

備考欄

- この事業所について特記事項があれば記入してください。

(新設)

変更案

変更前

工業用地及び工業用水

●回答誤りを防止するための説明文の強調

15 工業用地及び工業用水 ※29人以下の事業所は、記入不要です。

ア 事業所敷地面積(年6月1日現在)			面積(単位:平方メートル)										
			千万	百万	十万	万	千	百	十	一			
事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。賃借を含めます。													
イ 1日当たり水源別用水量 (年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量)			用水量(単位:立方メートル)										
淡水	区分		百万	十万	万	千	百	十	一				
	公共水道	1 工業用水道											
		2 上水道											
	井戸水	3 井戸水(井戸、湧水から取水した水)											
		4 その他の淡水											

14 工業用地及び工業用水 ※29人以下の事業所は、記入不要です。

ア 事業所敷地面積(年6月1日現在)			面積(単位:平方メートル)									
			千万	百万	十万	万	千	百	十	一		
事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。賃借を含めます。												
イ 1日当たり水源別用水量 (年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量)			用水量(単位:立方メートル)									
淡水	区分		百万	十万	万	千	百	十	一			
	公共水道	1 工業用水道										
		2 上水道										
	井戸水	3 井戸水(井戸、湧水から取水した水)										
		4 その他の淡水										

別記2 費用項目の新旧対照表

変更案		変更前		変更理由																																												
<p>○ 産業共通費用項目</p> <p>①給与総額、②福利厚生費（退職金を含む）、③賃借料（土地・建物）、④賃借料（情報通信機器）、⑤賃借料（その他）、⑥減価償却費、⑦外注費（同業者向け）、⑧外注費（同業者向け以外）、⑨金融手数料、⑩広告宣伝費、⑪保険料、⑫水道光熱費、⑬通信費、⑭荷造運搬費、⑮旅費・交通費、⑯車両費、⑰消耗品費</p>		<p>○ 産業共通費用項目</p> <p>①給与総額、②福利厚生費（退職金を含む）、③賃借料（土地・建物）、④賃借料（情報通信機器）、⑤賃借料（その他）、⑥減価償却費、⑦外注費、⑧広告宣伝費、⑨保険料、⑩水道光熱費、⑪通信費、⑫荷造運搬費、⑬旅費・交通費、⑭車両費、⑮消耗品費</p>		<p>・SNA 年次推計の精度向上のための変更</p>																																												
<p>○ 産業別費用項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業</th> <th>産業別調査事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気業</td> <td>①燃料費、②修繕費</td> </tr> <tr> <td>ガス業</td> <td>①原材料費、②修繕費</td> </tr> <tr> <td>電気通信業</td> <td>①施設保全費、②通信設備使用料</td> </tr> <tr> <td>映像情報制作・配給業</td> <td>①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）</td> </tr> <tr> <td>音声情報制作業</td> <td>①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料</td> </tr> <tr> <td>出版業</td> <td>①印税・原稿料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削除)</td> </tr> <tr> <td>鉄道業</td> <td>①動力費</td> </tr> <tr> <td>水運業</td> <td>①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費</td> </tr> <tr> <td>卸売業、小売業</td> <td>①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売）、③販売手数料、販売奨励費（ECサイト以外による販売）、④委託生産費（外注加工費）</td> </tr> </tbody> </table>		産業	産業別調査事項	電気業	①燃料費、②修繕費	ガス業	①原材料費、②修繕費	電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料	映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）	音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料	出版業	①印税・原稿料	(削除)		鉄道業	①動力費	水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費	卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売）、③販売手数料、販売奨励費（ECサイト以外による販売）、④委託生産費（外注加工費）	<p>○ 産業別費用項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業</th> <th>産業別調査事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気業</td> <td>①燃料費、②修繕費</td> </tr> <tr> <td>ガス業</td> <td>①原材料費、②修繕費</td> </tr> <tr> <td>電気通信業</td> <td>①施設保全費、②通信設備使用料</td> </tr> <tr> <td>映像情報制作・配給業</td> <td>①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）</td> </tr> <tr> <td>音声情報制作業</td> <td>①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料</td> </tr> <tr> <td>出版業</td> <td>①印税・原稿料</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業</td> <td>①外注費（国内）、②外注費（国外）</td> </tr> <tr> <td>鉄道業</td> <td>①動力費</td> </tr> <tr> <td>水運業</td> <td>①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費</td> </tr> <tr> <td>卸売業、小売業</td> <td>①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費</td> </tr> </tbody> </table>		産業	産業別調査事項	電気業	①燃料費、②修繕費	ガス業	①原材料費、②修繕費	電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料	映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）	音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料	出版業	①印税・原稿料	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）	鉄道業	①動力費	水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費	卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費	<p>・SNA 年次推計における利活用状況を踏まえた変更</p> <p>・SNA 年次推計の精度向上のための変更</p>
産業	産業別調査事項																																															
電気業	①燃料費、②修繕費																																															
ガス業	①原材料費、②修繕費																																															
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料																																															
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）																																															
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料																																															
出版業	①印税・原稿料																																															
(削除)																																																
鉄道業	①動力費																																															
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費																																															
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売）、③販売手数料、販売奨励費（ECサイト以外による販売）、④委託生産費（外注加工費）																																															
産業	産業別調査事項																																															
電気業	①燃料費、②修繕費																																															
ガス業	①原材料費、②修繕費																																															
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料																																															
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）																																															
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料																																															
出版業	①印税・原稿料																																															
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）																																															
鉄道業	①動力費																																															
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費																																															
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費																																															

(削除)		銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用	・SNA 年次推計における利活用状況を踏まえた変更
		証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費	
		生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用	
		損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用	
		中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、③特定取引費用	
		クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用	
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費	不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費	
不動産賃貸業・管理業	①修繕費	不動産賃貸業・管理業	①修繕費	
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価	
広告業	①媒体費	広告業	①媒体費	
宿泊業	①材料費、②修繕費	宿泊業	①材料費、②修繕費	
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）	飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）	
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料	冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料	
映画館	①施設管理費、②上映映面料	映画館	①施設管理費、②上映映面料	
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費	興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費	
スポーツ施設提供業	①施設管理費	スポーツ施設提供業	①施設管理費	
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費	公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費	
学習塾	①警備費	学習塾	①警備費	

教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費	教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費	
医療業	①薬品費、②材料費(薬品費を除く)	医療業	①薬品費、②材料費(薬品費を除く)	

経済構造実態調査 別記3 集計事項一覧(変更点の見え消し)

「結果表番号」列内	
	… 表を削除

表内	
	… 追加(取消線なし)、削除(取消線あり)
	… 表の削除(列単位の着色)
	… 文言修正

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

I 1次公表結果

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項	
	企業等	全国	産業分類	経営組織	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	小	○	○	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項					集計事項							
			産業分類	事業活動、生産物の種類	経営組織	資本金階級	売上（収入）金額階級	企業等数	売上（収入）金額	うち年間商品販売額	費用総額	主な費用項目	粗付加価値額及び純付加価値額	商品売上原価	商品手持額
第1表	○	○	小		○			○	○	○	○	○	○	⊖	
第2表	○	○	中			○	○	○	○	○	○	○			
第3表	○ ¹⁾	○	小		○			○		○			○	○	
第4表	○	○		○	○			○	○						
第5表	○	○	中	○				○	○						

注) 箇所は分類項目同士はクロスしない。

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ。

・第1表

調査票A「商品売上原価」の調査対象を「卸売業・小売業」を主業とする企業に限定することに伴い、第1表の集計事項から「商品売上原価」を削除（「卸売業・小売業」を主業とする企業に係る「商品売上原価」については第3表で表章）

・第1表、第2表

調査票A「減価償却費」の追加に伴い、集計事項に「粗付加価値額」を追加

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項		
	企業等	全国	産業分類	費用項目	産業別費用内訳割合	産業別主な費用比率	産業別付加価値率
第1表	○	○	中 ¹⁾	○ ²⁾	○		
第2表	○	○	大 ³⁾	○ ⁴⁾		○	○

・第2表
調査票B「企業全体の事業別売上(収入)金額の割合」の追加に伴い集計表を追加

- 1) 一部小分類を含む。
- 2) 項目は産業ごとに異なる。
- 3) 一部中分類を含む。
- 4) 主な費用項目に限る。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計③）

結果表番号	集計対象	地域区分	集計事項	
	企業等	全国	企業等数	営業外費用における支払利息
第1表	○ ¹⁾	○	○	○

・第1表
調査票A「営業外費用における支払利息」の廃止に伴い集計表を削除

1) 調査対象である産業分類別売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業のみ。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項	
	事業所	全国	都道府県	産業分類	事業所数	売上（収入）金額
第1表	○	○	○	大	○	○

・第1表
一部の産業分類を細分化して表章

1) 事業所単位で経理事項の把握を行わない産業を含む産業、「I 卸売業、小売業」、「K 不動産業、物品賃貸業」及び「M 宿泊業、飲食サービス業」については大分類内の各中分類計を以下のとおり表章。
 「G1 情報通信業（通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業）」、「G2 情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）」、「I1 卸売業」、「I2 小売業」、「K1 不動産業」、「K2 物品賃貸業」、「M1 宿泊業」、「M2 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業」、「O1 教育、学習支援業（学校教育）」、「O2 教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業）」、「Q1 複合サービス事業（郵便局）」、「Q2 複合サービス事業（協同組合）」、「R1 サービス業（政治・経済・文化団体、宗教）」及び「R2 サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）」

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分		分類事項	集計事項	
	事業所	全国	都道府県	産業分類	事業所数	年間商品販売額
第1表	○ ¹⁾	○		小	○	○
第2表	○ ¹⁾	○	○	卸売／小売	○	○

・第1、2表
調査票C「年間商品販売額」の廃止に伴い集計表を削除

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（企業等に関する集計）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項	集計事項	
	企業等	全国	産業分類	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	大	○	○

※個人経営の企業を含む。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（事業所に関する集計）

結果表番号	集計対象		地域区分		分類事項	集計事項	
	事業所	全国	都道府県	産業分類	事業所数	売上（収入）金額	
第1表	○	○	○	大	○	○	

※個人経営の事業所を含む。

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（2次公表結果）

1) 品目別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	従業者30人以上の事業所 ※1								○				
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県			○	○								○
分類事項	産 業 分 類			中			細	細				中	
	品 目 分 類		○		○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ²⁾	○ ²⁾
	品 目 群			○									
	従 業 者 規 模 ※1					○							
	資 本 金 規 模									○			
	時 系 列 ※2		最大5年	最大5年 ⁴⁾									
集計事項	産 出 事 業 所 数 3)		○		○	○	○	○	○		○	○	○
	出 荷 金 額 3)		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出 荷 数 量		○		○								
	産 出 率						○						
	出 荷 率							○					
	在 庫 金 額								○				
在 庫 数 量								○					

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は2022年調査を初年として最大5年とし、2027年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 貸加工品目 2) 製造業以外の収入種類 3) 1)においては、加工賃収入額、2)においてはその他収入額 4) 全国計のみ。

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（2次公表結果）

2) 産業別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○			○	○		○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1				○					
	従業者30人以上の事業所 ※1			○				○		○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県									
	大 都 市									
分類事項	産 業 分 類		細	細	細	中	細	中	細	細
	従 業 者 規 模 ※1					○	○	○		
	資 本 金 規 模								○ ⁴⁾	
	時 系 列 ※2	最大5年	最大5年 ³⁾							
集計事項	事 業 所 数		○	○	○	○	○		○	○
	従 業 者 数 ※1		○	○ ¹⁾	○ ¹⁾	○	○		○	
	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○	○	○		○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○	○	○		○	
	有形固定資産額			○				○		
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額			○				○		
	製造品出荷額等		○	○	○	○	○		○	
	生産額			○		○ ²⁾	○ ²⁾			
	付加価値額 (従業者29人以下※1は粗付加価値額)		○	○		○	○			
	粗付加価値額			○	○				○	
事業所敷地面積									○	
1日当たり水源別用水量									○	

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は2022年調査を初年として最大5年とし、2027年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 従業者^{※1}の内訳及び臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) 2) 従業者30人以上^{※1}の事業所に限る。

3) 製造業計のみ。

4) 会社のみ規模別表示

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（2次公表結果）

3) 地域別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○				○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1						○		
	従業者30人以上の事業所 ※1				○	○			○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県		○	○	○	○	○	○	○
	市 区 町 村								
	大 都 市		○	○	○	○	○		
分類事項	産 業 分 類		中		中	中	中	細	中
	従業者規模 ※1			○	○ ¹⁾		○ ¹⁾		
	時系列 ※2		最大5年 ²⁾						
集計事項	事業所数		○	○	○		○	○	○
	従業者数 ※1		○	○	○		○	○	
	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○		○	○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○		○	○	
	有形固定資産額					○			
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額					○			
	製造品出荷額等		○	○	○		○	○	
	生産額				○				
	付加価値額 (従業者29人以下 ※1 は粗付加価値額)		○	○	○			○	
	粗付加価値額						○		
事項	事業所敷地面積								○
	1日当たり水源別用水量								○

・対象
「30人以上」を「30人以上」に修正(全角を半角)

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は2022年調査を初年として最大5年とし、2027年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 事業所数のみ表章

2) 全国計又は中分類ごとの全国計のみ表章

調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済構造実態調査

2 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲

【産業横断調査】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業。ただし、次に掲げる企業を除く。

- ① 「大分類A－農業、林業」に属する個人経営の企業
- ② 「大分類B－漁業」に属する個人経営の企業
- ③ 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活関連サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）に属する企業
- ④ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」に属する企業
- ⑤ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

【製造業事業所調査】（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

【産業横断調査】

約28万企業

【製造業事業所調査】

約9万事業所

(2) 報告者の選定方法

【産業横断調査】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。

ただし、本調査の報告者が、日本標準産業分類における「大分類Eー製造業」に属する企業のうち、単独事業所企業の場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。

【製造業事業所調査】（全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

母集団名簿：事業所母集団データベース

日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所

（3）報告義務者

産業横断調査の調査対象企業の管理責任者、製造業事業所調査の調査対象事業所の管理責任者又は当該事業所が属する企業の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は、別添1の「調査票」を参照）

【産業横断調査】

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上（収入）金額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動、生産物の種類
- ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 *
- ⑩ 企業全体の年間商品販売額 *
- ⑪ 企業全体の商品売上原価及び年初・年末商品手持額 *○○
- ⑫ 企業全体の事業別売上（収入）金額の割合及び事業別費用の割合 *
- ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定^(注1)する一事業区分に係る費用の項目別金額（詳細は別添2を参照） *

（注1）調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。

- ⑭ 本所等の別
- ⑮ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑯ 企業傘下の事業所の主な事業活動
- ⑰ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
- ⑱ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 ＊
- ⑲ 企業傘下の新設事業所の開設時期

ただし、⑪については、「大分類I－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求めることとする。

また、⑫及び⑬については、「大分類A－農業、林業」、「大分類B－漁業」、「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D－建設業」、「大分類E－製造業」、「大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業」のうち「中分類36－水道業」、「大分類J－金融業、保険業」、「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業」のうち「中分類71－学術・開発研究機関」、「大分類O－教育、学習支援業」のうち「中分類81－学校教育」及び「中分類82－その他の教育、学習支援業」（「小分類821－社会教育」、「小分類822－職業・教育支援施設」及び「小分類829－他に分類されない教育、学習支援業」に限る。）、「大分類P－医療、福祉」のうち「中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業」（「小分類851－社会保険事業団体」に限る。）並びに「大分類Q－複合サービス事業」のうち「中分類87－協同組合（他に分類されないもの）」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、相互会社及び売上高500億円以上の企業であって、総務大臣及び経済産業大臣が指定する約5000企業のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業全体の事業別売上（収入）金額の割合は、集計の過程で、主業の付加価値率の情報として用いるものであり、集計は行わない。
- ・企業全体の事業別費用の割合は、集計の過程で、費用の項目別金額のウェイト付け及び主業の付加価値率の情報として用いるものであり、集計は行わない。

- ・本所等の別、企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数並びに企業傘下の新設事業所の開設時期は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

【製造業事業所調査】

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑦ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑧ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑨ 有形固定資産 *
- ⑩ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 ○◎
- ⑪ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑫ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑬ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑭ 主要原材料名
- ⑮ 工業用地及び工業用水
- ⑯ 作業工程

ただし、⑦の内訳、⑧の内訳、⑪のうち品目別製造品在庫額、⑨、⑩及び⑮については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・事業所の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・消費税の税込み記入・税抜き記入の別は、集計の過程で、消費税抜きの回答を「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合は、集計の過程で、直接輸出がある場合の非課税処理の判断に用いるものであり、集計は行わない。

- ・主要原材料名及び作業工程は、審査の過程で、業種格付けの判断等に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とする。また、「○」は前年の年初(1月1日現在)、「◎」は年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム (政府統計オンラインサポートシステム: 政府統計に関するオンライン回答サポート対象企業に向けたシステム)
 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者がオンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し(報告者の要望等に応じて、調査票又は電子媒体も郵送する。)、オンラインによる回答又は調査票若しくは電子媒体を回収する方法により行う。

<調査実施事業者に委託する主な業務内容>

報告者への調査関係書類の配布、調査票の回収、督促、疑義照会等

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 年)
(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～7月中旬

8 集計事項

別添3「集計事項一覧」のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表

二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表

三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

四次公表：調査実施年翌々年の3月末までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 (生産物分類 (2024年設定))

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、原則として、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票：3年
- ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

保存責任者

総務省統計局長及び経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記5 (1) に掲げる事項



- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- インターネットでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	(内線:)

1 名称、電話番号及び法人番号

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	電話番号 (代表) () - ()
法人番号	法人番号が指定されていない場合は、右の口に「レ」印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/>

2 所在地

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	-	都道府県名	市区町村名
町丁・字・番地・号			
ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)			

3 経営組織及び資本金等の額

- 「1 経営組織」の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 「2 資本金等の額」は、1において「1 株式会社・有限会社・相互会社」から「3 合同会社」までの場合に記入してください。
- 囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。

1 経営組織	① 株式会社・有限会社・相互会社	2 資本金等の額 (資本金、出資金又は基金の額を記入してください。 (万円未満四捨五入))	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
	② 合名会社・合資会社													
	③ 合同会社													
	④ 会社以外の法人 (公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・医療法人、協同組合、信用金庫等)													

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 5欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。
- ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

- 1 税込み
- 2 税抜き

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- 3欄①が「4 会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。「1 売上(収入)金額」: 経常収益を記入 「2 費用総額」: 経常費用を記入 「主な費用項目」: 各欄に記入

1 売上(収入)金額		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0,000
2 1に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)													0,000
主な費用項目	(a) 給与総額												0,000
	(b) 減価償却費												0,000
	(c) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)												0,000

6 企業全体の主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。

主な事業の内容	生産品、取扱商品又は営業種目	①	
		②	
		③	

7 企業全体の事業活動、生産物の種類

8 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額

- 5欄「1 売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動、生産物の種類を、以下のように記入してください。
- 1から5までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の「産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧」から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類をの右欄に記入してください。なお、の左欄に事業活動、生産物の種類が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動、生産物の種類及びそれに対応する分類番号をの右欄に記入してください。
- 「6 その他」については、1から5までに記入できなかった事業活動、生産物がある場合に、主な事業活動、生産物の種類を記入してください。
- 7欄の事業活動、生産物の種類ごとに、5欄「1 売上(収入)金額」の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、5欄「1 売上(収入)金額」に占める割合(%)を記入してください。(小数点以下四捨五入)

No.	事業活動、生産物の種類	売上(収入)金額										又は割合(%)	
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		円
1													0,000
2													0,000
3													0,000
4													0,000
5													0,000
6													0,000
7													0,000
8													0,000
9													0,000
10													0,000
11													0,000
12													0,000
13													0,000
14													0,000
15													0,000
16	その他(うち、主な事業活動、生産物の種類を記入してください)												0,000
合計												5欄「1 売上(収入)金額」	100

- 9欄は「卸売業、小売業」を主業又は副業にかかわらず営んでいる場合に記入してください。

9 企業全体の年間商品販売額

- 年1月から12月までの1年間の「1 卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)」「2 小売販売額」を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 本支店間の商品振替額を除いて記入してください。

- 10欄は「卸売業、小売業」を主業として営んでいる場合に記入してください。

10 企業全体の商品売上原価及び年初・年末商品手持額

- 「1 商品売上原価」は、9欄の年間商品販売額に対する仕入原価を記入してください。ただし、小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 「2 年初商品手持額」「3 年末商品手持額」は、年の年初及び年末現在で記入してください(この時点で記入できない場合は、最寄りの決算日・棚卸日で記入してください)。(万円未満四捨五入)

1 商品売上原価		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	0,000
	2 年初商品手持額												0,000
	3 年末商品手持額												0,000

経済構造実態調査 産業横断調査票 (調査票B)

秘 基幹統計調査

11 企業全体の事業別売上(収入)金額の割合及び費用の割合

事業内容	<p>企業全体の「①売上(収入)金額」に占める割合(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 左の赤枠線内に印字された事業内容について、調査票第1面⑤欄「①売上(収入)金額」で記入した金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">%</div>
内容説明	

<p>企業全体の「②費用総額」に占める割合(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 左の赤枠線内に印字された事業内容について、調査票第1面⑤欄「②費用総額」で記入した金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">%</div>
---	---

上の赤枠線内に印字された事業内容に係る費用の内訳(割合)

- 上の赤枠線内に印字された事業内容に係る費用に対するaの事業活動の費用割合(0~100)を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- a~kの割合を合計すると100%(=上の赤枠線内に印字された事業内容に係る費用)になりますが、a行以外の割合は記入不要です。

事業活動	内容説明	割合(%)		
a				
b		*	*	*
c		*	*	*
d		*	*	*
e		*	*	*
f		*	*	*
g		*	*	*
h		*	*	*
i		*	*	*
j		*	*	*
k		*	*	*
内訳計		1	0	0

12 事業別費用の内訳

- 次の太線枠内に印字された事業内容(11欄の赤枠線内に印字された事業内容)について、以下の「主な費用項目」別に費用の額を記入してください。(万円未満四捨五入)

主な費用項目	費用の額											
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
産業 共通 費用 項目												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
産業 別 費用 項目												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000
												0.000



経済構造実態調査 産業横断調査票 (調査票C)

政府統計

秘 基幹統計調査

年 6 月 1 日

総務省・経済産業省

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- インターネットでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

すべての事業所に関する調査事項							新たに追加した事業所に関する調査事項	備考欄																					
1 本所等の別	2 事業所の名称及び電話番号	3 事業所の所在地	4 事業所の主な事業活動	5 事業所の従業者数	6 事業所の売上(収入)金額	7 新設事業所の開設時期																							
<p>●経営全体を統括している本所・本社・本店事業所の場合には□に「レ」印を記入してください。</p>	<p>●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</p> <p>●修正する場合は、略称ではなく正式名称(法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称)を記入してください。</p>	<p>●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</p>	<p>●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。</p> <p>●修正する場合は、当該事業所で行っている事業活動の内容を具体的に記入してください。</p>	<p>従業者総数</p> <p>●事業所に所属して働いているすべての人の数を記入してください。</p> <p>うち常用雇用者数</p> <p>●従業者のうち期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人の数を記入してください。</p>	<p>●年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)</p>	<p>●この事業所が現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。</p> <p>※この欄は新たに追加した事業所のみ記入してください。</p>	<p>●この事業所について特記事項があれば記入してください。</p>																						
<input type="checkbox"/>	() -	〒 [][][][] - [][][][]	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	<table border="1"> <tr> <td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.000</td> </tr> </table>	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0.000	① 年以前 ② 年	
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																			
										0.000																			
<input type="checkbox"/>	() -	〒 [][][][] - [][][][]	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	<table border="1"> <tr> <td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.000</td> </tr> </table>	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0.000	① 年以前 ② 年	
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																			
										0.000																			
<input type="checkbox"/>	() -	〒 [][][][] - [][][][]	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	<table border="1"> <tr> <td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.000</td> </tr> </table>	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0.000	① 年以前 ② 年	
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																			
										0.000																			
<input type="checkbox"/>	() -	〒 [][][][] - [][][][]	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	<table border="1"> <tr> <td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.000</td> </tr> </table>	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0.000	① 年以前 ② 年	
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																			
										0.000																			
<input type="checkbox"/>	() -	〒 [][][][] - [][][][]	(生産品、取扱商品又は営業種目)	従業者総数 人 うち常用雇用者数 人	<table border="1"> <tr> <td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.000</td> </tr> </table>	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0.000	① 年以前 ② 年	
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																			
										0.000																			



年 経済構造実態調査 製造業事業所調査票 (年実績)

年 6 月 1 日
総務省・経済産業省

・この統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期しておりますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合には、『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
・『経済構造実態調査 製造業事業所調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

1 事業所の名称、所在地及び法人番号 ・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ・法人の場合は登記上の法人名とこの事業所の名称を記入してください。 ・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 ・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	フリガナ	
	正式名称	
	通称名	
	法人番号	
	電話番号(代表)	() - ()
	郵便番号	都道府県名
		市区町村名
	町丁・字・番地・号	
	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)	
2 経営組織 ・該当する番号を1つ〇で囲んでください。	① 株式会社、有限会社 ② 合名、合資会社 ③ 合同会社 ④ 会社以外の法人(財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合等)、外国の会社	
3 資本金額又は出資金額(会社に限る) ・年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。 ・5,000円未満の場合は、「0」を記入。	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 0,000	

4 この事業所の従業者数(年6月1日現在)(単位:人)						
区分	(1)この事業所に所属する従業者数					(2)受入者
	① 有給役員	② 常用雇用者		④ 臨時雇用者	⑤ 合計	⑦ 出向・派遣受入者
		③ 無期雇用者 (期間を定めていない人 (定年制も含む))	③ 有期雇用者 (1か月以上) (1か月以上の期間を定めて雇用している人)	④ 有期雇用者 (1か月未満、日々雇用)	(①~④の合計)	⑥ 送出者 (⑤合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)
男						
女						
(3)この事業所に従事している人の男女計 (⑤ - ④ - ⑥ + ⑦)						
5 この事業所の主な事業の内容 ・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。						
(1)主な事業の内容						
(2)生産品、取扱商品又は営業種目	①					
	②					
	③					
6 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 選択した記入方法を〇で囲んでください。 ●第2面の7欄以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。					① 税込み	② 税抜き

すべての事業所が第2面にお進みください。 ➡

報告者(代表者)の記名	本票の内容について回答できる人の職・氏名	連絡先(電話番号)
		() -

○ 産業共通費用項目

- ①給与総額、②福利厚生費（退職金を含む）、③賃借料（土地・建物）、④賃借料（情報通信機器）、
 ⑤賃借料（その他）、⑥減価償却費、⑦外注費（同業者向け）、⑧外注費（同業者向け以外）、⑨金融手数料、
 ⑩広告宣伝費、⑪保険料、⑫水道光熱費、⑬通信費、⑭荷造運搬費、⑮旅費・交通費、⑯車両費、⑰消耗品費

○ 産業別費用項目

産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売）、 ③販売手数料、販売奨励費（ECサイト以外による販売）、④委託生産費（外注加工費）
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

別添3

I 1次公表結果

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項	
	企業等	全国	産業分類	経営組織	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	小	○	○	○

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計①）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項					集計事項							
	企業等	全国	産業分類	事業活動、生産物の種類	経営組織	資本金階級	売上（収入）金額階級	企業等数	売上（収入）金額	うち年間商品販売額	費用総額	主な費用項目	粗付加価値額及び純付加価値額	商品売上原価	商品手持額
第1表	○	○	小		○			○	○	○	○	○	○		
第2表	○	○	中			○	○	○	○		○	○	○		
第3表	○ ¹⁾	○	小		○			○		○				○	○
第4表	○	○		○	○			○	○						
第5表	○	○	中	○				○	○						

注) 箇所分類項目同士はクロスしない。

1) 卸売業、小売業に属する産業のみ。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅱ 2次公表結果（企業等に関する集計②）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項		集計事項		
	企業等	全国	産業分類	費用項目	産業別費用内訳割合	産業別主な費用比率	産業別付加価値率
第1表	○	○	中 ¹⁾	○ ²⁾	○		
第2表	○	○	大 ³⁾	○ ⁴⁾		○	○

- 1) 一部小分類を含む。
- 2) 項目は産業ごとに異なる。
- 3) 一部中分類を含む。
- 4) 主な費用項目に限る。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

Ⅲ 3次公表結果（事業所に関する集計）

結果表番号	集計対象		地域区分		分類事項	集計事項	
	事業所	全国	都道府県	産業分類	事業所数	売上（収入）金額	
第1表	○	○	○	大 ¹⁾	○	○	

1) 事業所単位で経理事項の把握を行わない産業を含む産業、「I 卸売業、小売業」、「K 不動産業、物品賃貸業」及び「M 宿泊業、飲食サービス業」については大分類内の各中分類計を以下のとおり表章。

「G1 情報通信業（通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業）」、「G2 情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）」、「I1 卸売業」、「I2 小売業」、「K1 不動産業」、「K2 物品賃貸業」、「M1 宿泊業」、「M2 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業」、「O1 教育、学習支援業（学校教育）」、「O2 教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業）」、「Q1 複合サービス事業（郵便局）」、「Q2 複合サービス事業（協同組合）」、「R1 サービス業（政治・経済・文化団体、宗教）」及び「R2 サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）」

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（企業等に関する集計）

結果表番号	集計対象	地域区分	分類事項	集計事項	
	企業等	全国	産業分類	企業等数	売上（収入）金額
第1表	○	○	大	○	○

※個人経営の企業を含む。

経済構造実態調査 産業横断調査 集計事項一覧

IV 4次公表結果（事業所に関する集計）

結果表番号	集計対象		地域区分		分類事項	集計事項	
	事業所	全国	都道府県	産業分類	事業所数	売上（収入）金額	
第1表	○	○	○	大	○	○	

※個人経営の事業所を含む。

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（2次公表結果）

1) 品目別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表	第9表	第10表	第11表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	従業者30人以上の事業所 ※1								○				
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県			○	○								○
分類事項	産 業 分 類			中			細	細				中	
	品 目 分 類		○		○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ²⁾	○ ²⁾
	品 目 群			○									
	従 業 者 規 模 ※1					○							
	資 本 金 規 模									○			
	時 系 列 ※2		最大5年	最大5年 ⁴⁾									
集計事項	産 出 事 業 所 数 3)		○		○	○	○	○	○		○	○	○
	出 荷 金 額 3)		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出 荷 数 量		○		○								
	産 出 率						○						
	出 荷 率							○					
	在 庫 金 額								○				
在 庫 数 量								○					

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は2022年調査を初年として最大5年とし、2027年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 貸加工品目 2) 製造業以外の収入種類 3) 1)においては、加工賃収入額、2)においてはその他収入額 4) 全国計のみ。

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（2次公表結果）

2) 産業別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表	第8表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○			○	○		○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1				○					
	従業者30人以上の事業所 ※1			○				○		○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県									
	大 都 市									
分類事項	産 業 分 類		細	細	細	中	細	中	細	細
	従 業 者 規 模 ※1					○	○	○		
	資 本 金 規 模								○ ⁴⁾	
	時 系 列 ※2	最大5年	最大5年 ³⁾							
集計事項	事 業 所 数		○	○	○	○	○		○	○
	従 業 者 数 ※1		○	○ ¹⁾	○ ¹⁾	○	○		○	
	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○	○	○		○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○	○	○		○	
	有形固定資産額			○				○		
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額			○				○		
	製造品出荷額等		○	○	○	○	○		○	
	生産額			○		○ ²⁾	○ ²⁾			
	付加価値額 (従業者29人以下※1は粗付加価値額)		○	○		○	○			
	粗付加価値額			○	○				○	
事業所敷地面積									○	
1日当たり水源別用水量									○	

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は2022年調査を初年として最大5年とし、2027年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 従業者^{※1}の内訳及び臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者) 2) 従業者30人以上^{※1}の事業所に限る。

3) 製造業計のみ。

4) 会社のみ規模別表示

経済構造実態調査 製造業事業所調査 集計事項一覧（2次公表結果）

3) 地域別

集計事項等		結果表番号	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	第7表
対象	製造業の個人経営を除く民営事業所		○	○				○	
	従業者1人～29人の事業所 ※1						○		
	従業者30人以上の事業所 ※1				○	○			○
地域区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県		○	○	○	○	○	○	○
	市 区 町 村								
	大 都 市		○	○	○	○	○		
分類事項	産 業 分 類		中		中	中	中	細	中
	従業者規模 ※1			○	○ ¹⁾		○ ¹⁾		
	時系列 ※2		最大5年 ²⁾						
集計事項	事業所数		○	○	○		○	○	○
	従業者数 ※1		○	○	○		○	○	
	人件費及び人材派遣会社への支払額		○	○	○		○	○	
	原材料、燃料、電力の使用額等		○	○	○		○	○	
	有形固定資産額					○			
	製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額					○			
	製造品出荷額等		○	○	○		○	○	
	生産額				○				
	付加価値額 (従業者29人以下 ※1 は粗付加価値額)		○	○	○			○	
	粗付加価値額						○		
項	事業所敷地面積								○
	1日当たり水源別用水量								○

※1 臨時雇用者及び別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)を除き、別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人(受入者)を含む。

※2 時系列は2022年調査を初年として最大5年とし、2027年調査以降は、最新調査年から5年とする。

1) 事業所数のみ表章

2) 全国計又は中分類ごとの全国計のみ表章

経済構造実態調査の必要性

1 調査の目的・必要性

我が国の急速な経済社会構造の変化を反映したより正確な景気動向判断や経済構造の把握が求められている中、統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議）において、「営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する」とされたところ。

また、平成30年3月6日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、上記指摘も踏まえ、中間年における経済構造統計の整備の一環として、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査等を統合して「経済構造実態調査」を創設すること及び創設後の本調査への「工業統計調査」の包摂に向けた検討が求められたところ（別紙参照）。

この計画に沿って、総務省及び経済産業省は、両省が所管する商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査）を統廃合の上、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年度から新たに開始したところ。さらに、「工業統計調査」については2019年度から同時一体的に実施しており、2022年度からは「工業統計調査」を本調査に包摂した調査として実施している。

調査結果については、GDP統計の推計への活用だけでなく、各種施策への活用も見込まれる。

【政府内において想定される主な利活用】

〔区分〕

重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

基幹統計など重要な統計作成への利用

国際機関への提供など国際比較上の利用

その他

〔具体的な利活用〕

産業連関表、国民経済計算等

2 他調査との重複

事業所・企業を対象に基本的事項（売上高、従業員数等）を把握する調査としては、

本調査のほかに「経済センサス - 基礎調査」がある。令和元年の「経済センサス - 基礎調査」では、新規把握事業所のみ調査票を配付する調査方法を用いていたところであるが、令和6年の調査では、既存の事業所・企業を含め、全ての調査対象事業所・企業（雇用者のいない個人経営の事業所を除く。）へ調査票を配付し、基本的事項を把握することとしたため、本調査と「経済センサス - 基礎調査」を同時一体的に実施し、本調査への回答内容を「経済センサス - 基礎調査」へデータ移送することにより、重複是正を図った。

また、そのほかに企業を対象に経理事項を確認する調査としては、法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）及び経済産業省企業活動基本調査（経済産業省所管の基幹統計調査）がある。

しかし、両調査ともに原則決算年度ベースの数値を把握する調査であり、国民経済計算へのデータ提供のため、原則暦年ベースの数値を把握する本調査を代替することはできず、単純なデータ移送も困難であることから、重複は合理的な範囲を超えていないと考える。

3 行政記録情報の活用

本調査の内容を代替する利活用可能な行政記録情報は存在しない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

産業横断調査は、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を有意抽出することにより行う統計調査である。また、製造業事業所調査は、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を有意抽出することにより行う統計調査であり、他の事業所・企業による代替ができないため、重複是正措置の対象外である。

調査結果について、調査対象事業所・企業を登録するための情報として、調査結果名簿を調査実施翌年3月末*までに事業所母集団DBシステムに登録する。また、事業所母集団データベースに格納される事業所・企業情報を更新するための情報として、調査票の回答結果のうち必要な項目を順次登録し、最終的に、3次公表後の調査実施翌年11月上旬までに登録する。

※ 調査票の回収が終了するのは調査実施年の12月末を目処としており、そこから起算して3か月後

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（仮称）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査に移行することが計画されている経済センサス - 基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。

(ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、 <u>商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。</u>	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り	総務省、 経済産業省	平成31年度（2019年度）

	早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	省	から同時実施し、平成34年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
--	------------------------------	---	-------------------------------------

経済構造実態調査の利用状況

- 産業連関表、国民経済計算、県民経済計算等の推計の基礎資料
- 鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料
- 地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料
- 中小企業白書、ものづくり白書等の資料
- 民間企業等による利用（卸売・小売業の売上高及び商品販売額把握、関係業界の動向分析・需要予測などに利用）
- 調査結果を事業所母集団データベースに登録することによる、各種統計調査のための母集団情報（更新情報）の提供